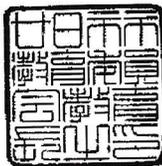


※ 太枠欄について、記入してください。

7.2.25
甘日市市役所
スポーツ推進課

出	団体名	廿日市合気道クラブ		
	申請者住所	広島市佐伯区栗ノ園 3-14-11		
願	申請者氏名	小谷祐一		
	使用目的(行事名)	合気道の稽古		
者	使用日時	2025年3月3日(月) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間) 3月4日(月) 5日(木) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間) 3月5日(木) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間) 3月10日(月) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間) 3月26日(木) 12日(木) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間) 3月27日(金) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間) 3月31日(月) 17日(月) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間) 4月1日(火) 19:00~21:00 (うち運動場照明設備使用 時間)		
	団体責任者(連絡先)	小谷祐一 (TEL 090-8244-5579)	人数	8人
者	備考(使用器具等)	照明	屋内運動場等の使用面積	全面・1/2面・()
	使用料の減免区分(〇で囲んでください。)	・市が使用、主催及び共催するとき【免除】 ・使用者の半数以上が児童(満18歳に満たない者)のとき【免除】 ・使用者の半数以上が障がい者(介助者を含む)のとき【免除】 ・使用者の半数以上が高齢者(満65歳以上の者)のとき【1/2免除】 ・その他()		
廿日市市教育委員会教育長 様				
2025年2月21日				

学校	◎学校運営上、支障のないことを確認しました。			
	廿日市市立 廿日市中 学校長		印	
教育委員会使用欄	上記のとおり学校施設の使用を許可します。 令和7年2月25日			
	1 施設使用料	290 円	× 2 時間 × 9 日 × 1/2 面	= 2,610 円
	照明設備使用料(運動場)	円	× 時間 × 日 × 面	= 円
合計 2,610 円を納付すること。				
2 廿日市市立学校施設使用条例及び廿日市市立学校施設使用規則を遵守すること。				
上記金額を領収しました。				
			廿日市市教育委員会教育長	
				

* 学校長印の無いものは、無効です。

- 使用上の注意事項
- 1 使用後は、清掃及び整理し、復旧すること。
 - 2 ゴミは持ち帰ること。
 - 3 使用時間は厳守すること。
 - 4 その他使用する学校の指示に従うこと。
 - 5 使用中の事故は、使用者の責任により処理すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。